

中国民法総則の制定について（6・小括）

JICA 長期派遣専門家

弁護士 白 出 博 之

※プロジェクト近況等

現行中国法整備支援プロジェクトで起草支援を行っている中国民法典編纂については、これまで二段階方式、すなわち第一段階として民法総則を成立させた後、第二段階として各分編起草を行う方針で進められてきた。もっとも、新型肺炎問題の発生により2020年2月から当プロジェクトの活動も事実上停止することとなり（当職も一時帰国）、同3月開催予定であった全国人民代表大会での最終審議も延期状態が続いていた。その後、4月末開催の全国人大常務委員会会議では、新型肺炎対策に必要な一連の関連立法（公共衛生法治保障立法）の整備を優先事項とする年次立法計画が決定されているが¹、同計画中にも民法典が積極的に位置づけられていることを特に指摘しておきたい。中国民法典編纂については、最終審議を目前に控えながらも、なお多くの課題を内包する状態にあるといえるが、ここで本稿も軌道を修正して、本号では民法総則第六章以下の要点のみを概観して小括としたい。

II 中国民法総則の条文について

第六章 民事法律行為

民法総則の第六章「民事法律行為」では、民法通則（以下「通則」と略称）、契約法等の関連規定を基礎として、主に、以下の点について改善整備を行っている。すなわち1）民事法律行為の内容を調整、2）意思表示ルールを新たに追加、3）民事法律行為の効力ルールの整備である。

第一節 一般規定

第133条【民事法律行為の定義】民事法律行為は、民事主体が意思表示により民事法律関係を設定、変更、終了する行為である。

※²第134条【民事法律行為の成立】民事法律行為は、双方又は多方の意思表示の一致に基づいて成立することができ、一方の意思表示によって成立することもできる。

2 法人、非法人組織が法律又は定款に規定する議事方式及び表決手続に基づいて決議を行う場合、当該決議行為は成立する。

第135条【民事法律行為の形式】民事法律行為は、書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができる。法律、行政法規の規定又は当事者の約定で特定形式を

¹ 2020年4月17日「十三期全国人大常委強化公共衛生法治保障立法修法工作計画」につき全国人大HPの下記URL参照。<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202004/eacce363c350473f9c28723f7687c61c.shtml>

² 条数の前に「※」を付した条文は民法総則による新設規定であることを示す。

採用する場合は、その特定形式を採用しなければならない³。

第136条【民事法律行為の発効】民事法律行為は、その成立時から効力を生ずる。但し、法律に別段の規定がある、又は当事者が別途約定している場合を除く。

2 行為者は、法律の規定に基づかず、又は相手方の同意を得ずに、民事法律行為を無断で変更又は解除してはならない。

1) 民事法律行為の内容を調整：通則第四章以下で定める「民事法律行為」と「民事行為」はいずれも法的意義のある行為ではあるが、これらと無効・取消可能な民事行為が並存する規定方式を合理的に改めて、民法総則では両者を統一した「民事法律行為」の定義規定を置く(133条)。この中には有効な民事法律行為だけでなく、無効、取消可能な行為と効力未確定行為を含み、民事法律行為の範囲が拡大されているが、その趣旨は民事主体が民事活動によって生じる法的結果を予見すべきことを強調して、自己の行為に責任を負い、民事主体の規範意識及び責任意識を高める点、及び強い実践性を具える点にある⁴。

第二節 意思表示

※第137条【相手方ある意思表示の発効】対話方式で行った意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生じる。

2 非対話方式で行った意思表示は、相手方に到達した時に効力を生ずる。非対話方式で行ったデータ電文形式を採用した意思表示は、相手方が特定システムによるデータ電文の受信を指定している場合、当該データ電文が当該特定システムに入った時に効力を生ずる。特定システムを指定していない場合は、当該データ電文がそのシステムに入ったことを相手方が知り又は知り得べき時に、効力を生ずる。当事者がデータ電文形式の意思表示の効力を生ずる時間を別途約定している場合には、その約定による。

※第138条【相手方なき意思表示の発効】相手方のいない意思表示は、表示が完成した時に効力を生ずる。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

※第139条【公告方式の意思表示】公告方式で行う意思表示は、公告を発表した時に効力を生ずる。

※第140条【意思表示の方式】行為者は、明示又は黙示により意思表示を行うことができる。

2 沈黙は、法律の規定、当事者の合意又は当事者間の取引慣習に符合する場合に限り、

³ 新法135条は、法律行為の形式につき、通則56条のように特定形式の採用が法律、行政法規に規定のある場合に限らず、当事者の約定による場合も追加している。

⁴ 以下、本号では、全国人大常務委員会による2016年6月27日の草案説明を「草案説明1」、同じく2017年3月8日の説明を「草案説明2」と略称し、また草案審議資料に関する『民法総則立法の背景と観点全集』同編集組編(法制出版社、2017)(以下「文献①」と略称)、李適時主編『中華人民共和國民法総則積義』(法律出版社、2017)(以下「文献②」と略称)、石宏主編『中華人民共和國民法総則条文説明、立法理由及び相関規定』(北京大学出版社、2017)(以下「文献③」と略称)をそれぞれ引用する。民法通則では合法的な法律行為を特に「民事法律行為」と呼び(通則54条)、無効・取消の対象を単に「民事行為」として区別していた(通則58~61条)。草案説明1三(六)・文献①18頁参照。

意思表示とみなすことができる。

※第141条【意思表示の撤回】行為者は、意思表示を撤回することができる。意思表示撤回の通知は、意思表示が相手方に到達する前又は意思表示と同時に相手方に到達しなければならない。

※第142条【意思表示の解釈】相手方のある意思表示の解釈においては、使用されている語句に従い、関連条項、行為の性質及び目的、慣習並びに誠実信用原則に照らして意思表示の意味を確定しなければならない。

2 相手方なき意思表示の解釈においては、使用されている語句に完全に拘泥してはならず、かつ関連条項、行為の性質及び目的、慣習並びに誠実信用原則に照らして行為者の真実の意思を確定しなければならない。

2) 意思表示ルールを追加：意思表示は法律効果の発生を意図する民事主体の内面的意思の外在的表現であり、民事法律行為を構成する基礎となる。第六章第二節「意思表示」ルールの追加は、民事法律行為の効力確定に重要な役割を果たすところ、新法では意思表示の方式（140条、通則意見66条対照）、効力発生時期（137条、契約法16条参照）、撤回（141条、契約法27条参照）、解釈（142条、契約法125条参照）等の内容について定めている⁵。

第三節 民事法律行為の効力

第143条【民事法律行為の有効要件】次の各号に掲げる条件を具備した民事法律行為は有効である。

- (一) 行為者が相応の民事行為能力を具えること
- (二) 意思表示が真実であること
- (三) 法律、行政法規の強行規定に違反せず、公序良俗に反しないこと

第144条【民事行為無能力者の民事法律行為・無効】民事行為無能力者が行った民事法律行為は無効である。

第145条【制限民事行為能力者の民事法律行為】制限民事行為能力者が行った単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、智力、精神の健康状況に相応しい民事法律行為は有効である。その他の民事法律行為を行った場合には、法定代理人の同意又は追認を経た後に有効となる。

2 相手方は、法定代理人に対して通知を受け取った日から1か月以内に追認するよう催告することができる。法定代理人が意思表示を行わない場合は、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前、善意の相手方は、取消権を有する。取消は、通知の方式で行わなければならない。

※第146条【虚偽表示・無効と隠匿行為の処理】行為者が相手方と虚偽の意思表示により行った民事法律行為は無効とする。

⁵ 草案説明1三（六）・文献①18～19頁参照。

2 虚偽の意思表示によって隠匿した民事法律行為の効力は、関係法律規定に従って処理する⁶。

第147条【重大な誤解による行為・取消可】重大な誤解に基づいて行った民事法律行為につき、行為者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第148条【詐欺による行為・取消可】一方の詐欺的手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

※第149条【第三者の詐欺・相手方主観により取消可】第三者が詐欺行為を行い、一方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、相手方が当該詐欺行為を知り又は知り得べき場合、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第150条【強迫による行為・取消可】一方又は第三者の強迫〔脅迫〕手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、強迫〔脅迫〕を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第151条【明らかな不公平】一方が、相手方の危険困難な状況又は判断能力の欠如等の状況にあることを利用して民事法律行為を成立させた時、明らかに公平を欠く場合には、損害を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に取消を請求する権利を有する。

※第152条【取消権の消滅】次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、取消権は消滅する。

(一) 当事者が取消事由を知り又は知り得べき日から1年以内に、重大な誤解のあった当事者が取消事由を知り又は知り得べき日から3か月以内に取消権を行使しなかったとき

(二) 当事者が強迫を受け、強迫行為の終了した日から1年以内に取消権を行使しなかったとき

(三) 当事者が取消事由を知った後、取消権の放棄を明確に表示し、又は自己の行為により表明したとき

2 当事者が民事法律行為の効力発生日から5年以内に取消権を行使しない場合、取消権は消滅する。

第153条【法律、行政法規の強行法規等の違反】法律、行政法規の強行規定に反する民事法律行為は無効とする。但し、当該強行規定が当該民事法律行為の無効を導かない場合を除く。

⁶ 146条2項ではいわゆる隠匿行為の処理が規定されている。隠匿行為とは、例えば当事者が贈与を仮装しているが実際は売買を行っている例のように、当事者の虚偽表示の背後に真実の法律行為が隠蔽されている場合である（ドイツ民法117条2項参照）。同条によると、虚偽表示と隠匿行為が同時に存在する場合、虚偽表示を無効とするが、隠匿行為はそれを理由としては無効にはならず、その効力は、関連法規定に従って処理される。具体的には、かかる隠匿行為そのものが当該行為の発効条件に適合する場合、効力発生が認められる。例えば贈与名目での売買行為につき、贈与行為は双方共同による虚偽の意思表示で行った民事法律行為として無効だが、贈与形式下に隠された売買は双方による共同の真の意思表示であり、その効力発生はそれが売買契約に関する法律規定に適合するか否かにより決せられる。売買契約の発効要件に関する法律規定に適合する場合は有効、適合しない場合は無効となる（文献③347～348頁参照）。

2 公序良俗に反する民事法律行為は無効とする。

第154条【悪意通謀による行為・無効】行為者と相手方が悪意をもって通謀し、他人の合法的權益を害する民事法律行為は、無効とする。

第155条【無効、取消の効果】無効の、又は取り消された民事法律行為は、初めから法的拘束力がないものとする。

第156条【民事法律行為の一部無効】民事法律行為の一部が無効で、その他の部分の効力に影響を与えない場合、その他の部分は依然有効である。

第157条【無効、取消の法律効果】民事法律行為が無効、取り消され、又は効力の不発生が確定した後、行為者が当該行為によって取得した財産は返還しなければならない。返還不能又は返還する必要がない場合、金銭に換算して補償しなければならない。過失のあった一方は、これにより相手方が被った損害を賠償しなければならない。各当事者に過失があった場合、各自が相応の責任を負担しなければならない。法律に別段の規定がある場合は、その規定による。

3) 民事法律行為の効力ルールを整備：第六章第三節「民事法律行為の効力」では、まず民事法律行為の有効要件を規定し（143条、通則55条対照）、次に民事法律行為の効力状態ごとに、①無効の場合として、民事行為無能力者の行為（144条）、虚偽表示（146条1項）、法律・行政法規の強行規定違反と公序良俗違反（153条、通則58条5号対照）、悪意通謀行為（154条、通則58条4号対照）、②取消可能な場合として⁷、重大な誤解（147条、通則59条1号対照）、詐欺（148条、通則58条3号対照）、強迫（150条、通則58条3号対照）、明らかな不公平（151条、通則59条2号対照）、③効力不確定の場合として制限民事行為能力者の行為（145条、契約法47条参照）、④法律規定によりその効力を確定すべき場合として隠匿行為（146条2項）を規定し、さらに取消権の消滅（152条）、無効・取消の法律効果（157条、通則61条対照）について修正・補充している。

第四節 民事法律行為の条件付と期限付

第158条【条件付民事法律行為】民事法律行為には、条件を付することができる。但し、その性質により条件を付することができない場合を除く。停止条件付民事法律行為は、条件が成就した時に効力を生ずる。解除条件付民事法律行為は、条件が成就した時に効力を失う。

※第159条【条件成就の阻止等と条件成就】条件付民事法律行為は、当事者が自己の

⁷ この点、通則58条3号が詐欺、強迫による行為につき原則として無効とする点を民法総則では直接無効には確定せず、行為者による人民法院・仲裁機関に対する取消請求と改めている。また通則59条1、2号が重大な誤解、明らかな不公平の場合に原則として変更・取消可とする点を、民法総則では変更を認めず、147条、151条の要件を具えた行為者による人民法院・仲裁機構に対する取消請求に改めている。なお、草案段階では通謀虚偽表示の取消につき、善意の第三者に対抗不可とする規定もあったが、民事法律行為の無効取消と第三者に対する法的効果については状況が複雑であり、これを一概に善意の第三者に対抗不可とするのは不適當であり、むしろ民法典各分編の物権編、契約編等において具体的に規定すべしとの指摘を受けて、民法総則には規定されていない（文献①32頁参照）。

利益のために条件成就を不当に阻止した場合、条件が既に成就したものとみなす。条件成就を不当に促した場合、条件が成就していないものとみなす。

※第160条【期限付民事法律行為】民事法律行為には期限を付することができる。但し、その性質により期限を付することができない場合を除く。始期付民事法律行為は、期限が到来した時に効力を生ずる。終期付民事法律行為は、期限が満了した時に効力を失う。

4) 第六章第四節「民事法律行為の条件付、期限付」では、通則62条を補充修正した条件付民事法律行為の定義・効力（158条、契約法45条1項参照）のほか、条件付法律行為の相手方の保護（159条、契約法45条2項参照）、期限付法律行為の意義・効力（160条、契約法46条参照）に関する規定が新設されている。

第七章 代理

代理制度は被代理人、代理人と第三者との関係を調整する法律制度であるところ、社会主義市場経済の発展に伴い、代理活動はますます広汎かつ複雑化しており、被代理人、第三者の合法的權益を保護し、取引安全を保護するため、代理行為を規範化しなければならない⁸。民法総則は、民事法律行為に関する第四章の中に代理の規定を置いていた通則の方式を改めて代理に関する専門の章を規定し、かつ現行法規定を基礎として代理の一般的ルール及び委任代理制度を改善している⁹。

第一節 一般規定

第161条【代理の適用範囲】民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。

2 法律の規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質に照らして、本人が自ら行うべき民事法律行為は、代理してはならない。

第162条【代理の効力】代理人が代理権限内において、被代理人名義で行った民事法律行為は、被代理人に対して効力を生ずる。

第163条【代理の種類・委任代理と法定代理】¹⁰代理には、委任代理〔委托代理〕と法定代理を含む。

2 委任代理人は、被代理人の委任に基づいて代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に基づいて代理権を行使する。

⁸ 草案説明1三（七）・文献①19頁、草案説明2三（五）・文献②686頁参照。

⁹ 商業活動の需要に応えるべく草案段階では非顕名代理制度が含まれており（匿名代理・契約法402条参照）、さらに間接代理（契約法403条参照）の採否も検討された。立法過程ではまず間接代理は真正の代理ではなく、特殊な状況下において法律の特別規定に基づき代理の部分的効力を生じるもので契約法分則に規定すればよく、民法総則に専門規定は不要とされた。また非顕名代理制度も同様に民法総則中への規定は不要であり、契約法中に規定すれば足りるとの意見があり、最終的に非顕名代理は必要ないとして民法総則では採用されなかった（文献③385頁参照）。

¹⁰ 新法163条は代理の種類として委任代理、法定代理の二種類と定め、通則64条による指定代理を含めていない。これは指定代理が法定代理の特殊な形式であり、単独の代理類型として規定する必要性がないとの判断に基づく（文献③387頁参照）。

第164条【代理人の不当行為の法律効果】代理人が職責を履行せず、又は不完全な履行により被代理人に損害を与えた場合、民事責任を負担しなければならない。

2 代理人と相手方が悪意をもって通謀して本人の合法的權益を害した場合、代理人と相手方は連帯責任を負担しなければならない。

第二節 委任代理

第165条【授權委任状の形式と記載事項】委任代理の授權において書面形式を採用した場合、委任状には、代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期間を明記し、かつ本人が署名又は押印しなければならない。

※第166条【共同代理】複数人が同一の代理事項についての代理人となる場合、代理権を共同して行使しなければならない。但し、当事者が異なる合意をした場合を除く。

第167条【違法な代理と法律効果】代理事項が違法であることを代理人が知り又は知り得べきでありながら代理行為を行った場合、又は代理人の代理行為が違法であることを被代理人が知り又は知り得べきでありながら未だ反対の表示を行わなかった場合は、被代理人及び代理人は、連帯責任を負担しなければならない。

※第168条【自己契約、双方代理の禁止】代理人は、被代理人名義で自己と民事法律行為を行ってはならない。但し、被代理人が同意し、又は追認した場合を除く。

2 代理人は、被代理人名義で自己と同時に代理しているその他の者と民事法律行為を行ってはならない。但し、被代理人の双方が同意し、又は追認した場合を除く。

第169条【委任代理の復代理】代理人は、第三者に復任する必要がある場合、被代理人の同意又は追認を取得しなければならない。

2 復代理人が被代理人の同意又は追認を経ている場合、被代理人は、代理事務について復代理人たる第三者に直接指示することができ、代理人は、第三者の選任及びその第三者への指示についてのみ責任を負担する。

3 復代理が被代理人の同意又は追認を経していない場合、代理人は、復任した第三者の行為に対して責任を負う。但し、緊急の状況において代理人が被代理人の利益を保護するために第三者に代理を復任する必要がある場合を除く。

※第170条【職務代理】法人又は非法人組織の業務を執行する者が、その職権の範囲内の事項について、法人又は非法人組織の名義で民事法律行為を行うとき、法人又は非法人組織に対して効力を生ずる。

2 法人又は非法人組織が、その業務を執行する職権範囲に対して加えた制限は、善意の相手方に対抗することができない。

1) 代理の一般的ルールに関連し、①代理権を濫用して代理人と相手方が悪意通謀した場合の民事責任（164条、通則66条2、3項対照）¹¹、②違法な代理行為とその法律効果

¹¹ 民法総則164条は、通則66条2、3項を基礎として、代理人職責の不完全履行の場合を追加し、「第三者との通謀」を「相手方との悪意通謀」概念に改め、効果も相手方との連帯責任に修正している。

(167条, 通則67条対照)¹²を整備し, ③代理人による自己代理と双方代理の禁止規定を追加している(168条)¹³。

2) 委任代理に関連して, ①復代理の要件と責任に関する規定(169条, 通則68条, 契約法400条参照)を調整し, ②法人・非法人組織の業務執行者の行為に関する職務代理原則と職権範囲に対する制限と善意の相手方保護に関する規定を新設している(170条)。

第171条【無権代理の法律効果】行為者に代理権がなく, 代理権を越え, 又は代理権が終了した後, 依然として代理行為を行い, 被代理人の追認を経ない場合, 被代理人に対して効力を生じない。

2 相手方は, 被代理人に対して通知受領日から1か月以内に追認するよう催告することができる。被代理人が意思表示を行わない場合, 追認を拒絶したものとみなす。行為者の行った行為が追認されるまで, 善意の相手方は取消権を有する。取消は, 通知の方式により行わなければならない。

3 行為者の行った行為が未だ追認されない場合, 善意の相手方は, 行為者に対して債務の履行を請求し, 又はそれにより被った損害について行為者に対して賠償を請求する権利を有する。但し, 賠償範囲は, 被代理人が追認した場合に獲得できる利益を超過してはならない。

4 行為者が無権代理であることを相手方が知り又は知り得べき場合, 相手方及び行為者は, 各自の過失に照らして責任を負担する。

※第172条【表見代理】行為者に代理権がなく, 代理権を越え, 又は代理権終了後に依然として代理行為を行い, 相手方において行為者に代理権ありと信じる理由がある場合, 代理行為は有効とする。

3) 被代理人の静的安全と代理取引の安全との調和を図るための無権代理行為の規律(171条, 契約法48条参照)と表見代理制度を新設している(172条, 契約法49条参照)。この点, 立法過程では被代理人の過失を表見代理の要件とすべきかにつき見解が分かれ, 当初の草案には表見代理の積極的要件とともに適用除外状況も含んでいた。表見代理制度創設の目的は取引安全の保護にあるが, 行為時に被代理人に過失があったことを相手方が証明するのは困難なこともあり, むしろ行為者に代理権ありと信ずるにつき相手方に正当理由の存在する点こそが表見代理の最も重要な特徴である以上, それを表見代理の積極的要件として, 基本的に被代理人の過失は不問とする考えを民法総則

¹² 民法総則167条では, 通則67条の規定に, 代理事項・代理行為の違法について「知り得べき場合」を追加し, 被代理人が作為義務を負うことを前提に「未だ反対の表示をしていない」場合に改めている。

¹³ この点, 1981年「経済契約法」7条1項3号には自己契約・双方代理の規定はあったが, 民法通則・契約法には関連規定がなかった。被代理人(ないし相手方)の利益保護を図るという民法総則168条の目的から, 同条違反の自己契約・双方代理の効果は原則無効と解されているが, 被代理人等の利益に損害がないか, その不利益を受け入れる場合は法による関与は不要であり, 被代理人等の同意・追認の例外を認める(文献②521頁参照)。

では採用している¹⁴。

第三節 代理の終了

第173条【委任代理の終了事由】 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、委任代理は終了する。

- (一) 代理期間が満了し、又は代理事務が完成したとき
- (二) 被代理人が委任を取り消し、又は代理人が辞任したとき
- (三) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (四) 代理人又は被代理人が死亡したとき
- (五) 代理人又は被代理人としての法人、非法人組織が終止したとき

※第174条【被代理人死亡後の代理行為が有効となる場合】 被代理人が死亡した後、次の各号に掲げる状況のいずれかがある場合、委任代理人が行った代理行為は有効とする。

- (一) 代理人が被代理人の死亡を知らず、かつ知り得べきでないとき
- (二) 本人の相続人が承認するとき
- (三) 授權において代理権が代理事項の完成時に終了する旨が明確にされていたとき
- (四) 本人が死亡する前に既に行い本人の相続人の利益のために代理を継続したとき

2 被代理人としての法人、非法人組織が終止した場合には、前項の規定を参照適用する。

第175条【法定代理の終了事由】 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、法定代理は終了する。

- (一) 被代理人が完全民事行為能力を取得又は回復したとき
- (二) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (三) 被代理人又は代理人が死亡したとき
- (四) 法律が規定するその他の状況

4) 第六章第三節「代理の終了」では、委任代理の終了事由（173条、通則69条対照）、委任代理終了の例外として被代理人死亡後の代理行為が有効となる場合（174条、通則意見82条参照）、法定代理の終了事由（175条、通則70条対照）の規定を置いている。

第八章 民事責任

民事主体が民事義務を履行せず、又は完全に履行しない場合の法的効果が民事責任であるが、この責任を明確にすることは、民事主体をリードして法定又は約定の義務を自覚的に履行する意識を強化し、民事義務違反行為を予防、制裁し、権利者の民事上の権利利益を適切に保護することに資する。そこで民法総則は第八章「民事責任」として民事権利が侵害された後の救済ルートと方式を以下のように整備している¹⁵。

¹⁴ 民法総則172条につき文献③404～405頁参照。

¹⁵ 草案説明1三（八）・文献①19頁、草案説明2三（五）・文献②686～687頁参照。

第176条【民事義務と責任】民事主体は、法律の規定又は当事者の約定に基づいて民事義務を履行しなければならない。

※第177条【責任比率による按分責任】二人以上が法に基づき分担に応じた責任を負い、その責任の大小が確定できる場合、各自は相応する責任を負担する。責任の大小を確定できない場合は、均等に責任を負担する。

※第178条【連帯責任】二人以上が法に基づき連帯責任を負担する場合、権利者はその一部又は全部の責任負担を連帯責任者に対して請求する権利を有する。

2 連帯責任者の責任按分額は、各自の責任の大小に基づき確定する。責任の大小を確定することが難しい場合、均等に責任を負担する。実際に負担した責任が自己の責任按分額を超過した連帯責任者は、他の連帯責任者に対して求償する権利を有する。

3 連帯責任は、法律が定め、又は当事者の約定により定める。

第179条【民事責任の負担方式】民事責任の負担方式には、主に次のものがある。

- (一) 侵害の停止
- (二) 妨害の排除
- (三) 危険の除去
- (四) 財産の返還
- (五) 原状回復¹⁶
- (六) 修理、やり直し、交換
- (七) 履行の継続
- (八) 損害の賠償
- (九) 違約金の支払い
- (十) 影響の消除、名誉回復
- (十一) 謝罪

2 法律の規定が懲罰的賠償を定める場合、その規定による。

3 本条の定める民事責任の負担方式は、単独で適用することができ、併せて適用することもできる。

1) まず民事義務と民事責任の負担に関する原則（176条、通則106条対照）、責任比率による按分責任（177条）、連帯責任（178条、権利侵害責任法13、14条参照）の負担ルールが明確にされている。

¹⁶ 民法総則179条1項5号につき、草案一審稿では「原状回復、生態環境の修復」としていたが、原状回復は生態環境の修復を包含するか、両者は完全に異なる責任負担方式なので別号に規定すべきか、「生態環境の修復」概念の内容・程度等について見解が分かれ、その責任も不確定で責任負担形式として普遍的適用が認められない等の指摘を受けて「原状回復」と規定されている（文献①57頁、119頁参照）。なお実務上は、2016年6月3日施行の「最高人民法院・環境侵權責任紛争事件審理の法律適用に関する若干問題の解釈」14条の「権利侵害を受けた者が、原状回復を請求する場合、人民法院は法に基づき汚染者が環境修復責任を負担し、かつ同時に被告の環境修復義務不履行時に負担すべき環境修復費用を確定する裁判を行うことができる」旨の規定により運用されている。

2) 次に民事責任負担の主な方式を整理補充し（179条1, 3項, 通則134条対照）¹⁷, 法律が懲罰的賠償について特別の規定を置く場合にはその規定によること（179条2項）¹⁸を明記している。

第180条【不可抗力による不履行】不可抗力により民事上の義務を履行することができない場合、民事責任を負担しない。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

2 不可抗力とは、予見不可能、回避不可能で、かつ克服不可能な客観的状況をいう。

第181条【正当防衛】正当防衛により損害を与えた場合、民事責任を負担しない。

2 正当防衛が必要な限度を超え、あるまじき損害を生じさせた場合、正当防衛者は、適切な民事責任を負担しなければならない。

第182条【緊急避難】緊急避難により損害を与えた場合、危険な状況を生じさせた者が民事責任を負担する。

2 危険が自然原因によって生じた場合、緊急避難者は民事責任を負担せず、適切な補償を行うことができる。

3 緊急避難により不当な又は必要な限度を超える措置を講じてあるまじき損害を与えた場合、緊急避難者は適切な民事責任を負担しなければならない。

第183条【他人の民事権益保護による損害】他人の民事権益を保護するため自己が損害を受けた場合、権利侵害者が民事責任を負担し、受益者は適切な補償をすることができる。権利侵害者が存在しない場合、権利侵害者が逃亡した場合又は権利侵害者が民事責任を負担する能力がない場合、損害を受けた者が補償を請求するときは、受益者は適切な補償をしなければならない。

※第184条【緊急救助行為】自己の意思で緊急救助行為を行ったことにより被救助者に損害を与えた場合、救助者は、民事責任を負担しない。

3) まず不可抗力（180条・通則107, 153条参照）、正当防衛（181条・通則128条参照）、緊急避難（182条・通則129条参照）による免責事由を規定し、過剰防衛、過剰避難による損害発生に関する責任負担ルールを定める。次に他人の民事権益保護により損害を受けた場合の責任負担等について規定を整理調整し（183条、通則109条対照）、さらに緊急救助行為により被救助者に損害を与えた場合に救助者は民事責任を負担しない旨を定める（184条）。勇気を持った正しい行為によって損害を受けた者を保護すること、被救助者に損害を与えた場合も救助者を一律免責すること

¹⁷ まず民法総則179条1項7号に「履行の継続」が追加されているが、これは契約約定に基づく履行義務の継続を指す。この点、通則134条3項は「人民法院は、・・・訓戒又は始末書提出を命じ、違法活動による財物・不法所得を没収することができ、かつ法律の規定に基づき、過料、拘留に処することができる。」と規定するが、民法総則179条にかかる規定は置かれていない。

¹⁸ 現行中国法上の懲罰的賠償規定として、消費者権益保護法55条、契約法113条2項、権利侵害責任法47条、食品安全法148条2項、観光法70条、商標法63条等がある。立法過程では、通則には規定がなかった懲罰的賠償を民事責任負担方式として規定すべしとの意見もあったが、懲罰的賠償も損害賠償の特別類型であることが考慮された結果、民法総則179条2項の規定が置かれたものである（文献③421～422頁参照）。

を通じて、正義のために勇気を持って行動をすることを奨励している¹⁹。

※第185条【英雄烈士等の権利侵害】英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害し、社会公共の利益を害した場合、民事責任を負わなければならない。

※第186条【違約行為による損害】当事者の一方の違約行為により相手方の人身權益、財産權益に損害を与えた場合、損害を受けた者は、違約責任を請求するか権利侵害責任を請求するかを選択する権利を有する。

第187条【責任競合時の民事責任優先】民事主体が同一行為により民事責任、行政責任及び刑事責任を負担すべき場合、行政責任又は刑事責任を負担することは、民事責任を負担することに影響を及ぼさない。民事主体の財産が支払に不足する場合、優先的に民事責任の負担に用いる。

4) 英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害し、社会公共の利益を侵害した場合の民事責任負担（185条）、被害者保護の観点から、当事者の一方の違約行為により相手方の人身・財産的權益に損害が発生した場合における違約責任又は権利侵害責任負担の選択請求権（186条、契約法122条参照）が新設され、民事・行政・刑事責任競合下での責任主体の財産不足の場面における民事責任優先原則（187条、権利侵害責任法4条2項・刑法36条2項参照）が明確にされている。

第九章 訴訟時効

訴訟時効は、権利者が法定期間内に権利を行使せず、その期間満了後はその権利が保護を受けない法律制度であり、権利者の速やかな権利行使を促進し、取引の秩序と安全の保護に資する制度である。民法総則第九章では、司法実務の経験等を取り入れて訴訟時効制度を以下のように整備している²⁰。

第188条【一般的訴訟時効の期間】人民法院に対して民事権利の保護を請求する訴訟時効の期間は3年とする。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

2 訴訟時効期間は権利者が権利につき損害を受けたこと及び義務者を知り又は知り得べき日から起算する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。但し、権利が損害を受けた日から起算して20年を超えた場合、人民法院は保護しない。特殊な状

¹⁹ 「良きサマリア人の法」「好人法（善人法）」とも称される民法総則184条は、正義のために勇気をもって行動した際に被救助者に損害を与えた場合に、良い行いをしたにも拘わらずさらに賠償しなければならない事例が数年来多数発生していることを重視して法律で明確に規定すべしとの提案がなされ、「英雄に流血させた上に涙を流させる」、「人を救助したのに責任を追及される」状況の解決を目指したものである（2017年3月9日法制日報。文献③436～438頁参照）。

²⁰ 草案説明1三(九)・文献①19～20頁、草案説明2三(五)・文献②687頁参照。この点、通則第七章「訴訟時効」の規定は、社会主義法の流れを継承して、消滅するのは実体法上の権利自体ではなく、訴権消滅主義を前提に構成されていたが、民法総則192条では抗弁権発生主義が採用されている（高見澤・鈴木・宇田川・坂口『現代中国法入門（第8版）』（有斐閣、2019）168頁参照）。民法総則188条2項では訴訟時効の起算点について、主観主義モデルによる通則137条を基礎としつつ、さらに義務者が誰であるかを知り又は知り得べき場合であることが追加されており、権利者の権利行使可能性がより考慮されている（文献③447～448頁参照）。

況がある場合、人民法院は、権利者の申請に基づき延長を決定できる。

※第189条【分割履行約定・最後の履行期限満了日から起算】当事者が同一債務を分割履行する旨を約定している場合、訴訟時効の期間は、最後の一期の履行期限が満了した日から起算する。

※第190条【法定代理人に対する請求・法定代理関係終了日】民事行為無能力者又は制限民事行為能力者のその法定代理人に対する請求権の訴訟時効の期間は、当該法定代理関係が終了した日から起算する。

※第191条【性的侵害を受けた未成年者の損害賠償請求・満18歳の日】未成年者が性的侵害を受けた場合の損害賠償請求権の訴訟時効の期間は、被害者が満18歳となった日から起算する。

第192条【訴訟時効期間満了の義務者に対する影響】訴訟時効の期間が満了した場合、義務者は義務不履行の抗弁を提出することができる。

2 訴訟時効の期間満了後、義務者が履行に同意した場合、訴訟時効期間の満了を理由として抗弁することはできない。義務者が自由意思で履行した場合は、返還請求をすることはできない。

※第193条【法院は訴訟時効の自発的適用不可】人民法院は、訴訟時効の規定を自発的に適用することはできない。

第194条【訴訟時効の停止】訴訟時効期間の最後の6か月内において、次の各号に掲げる障碍により、請求権を行使することができない場合、訴訟時効は停止する。

(一) 不可抗力

(二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がない、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、代理権を喪失したこと

(三) 相続の開始後、相続人又は遺産管理人が確定していないこと

(四) 権利者が義務者又はその他の者に支配されていること

(五) 権利者による請求権行使を不能にするその他の障碍

2 時効停止の原因が消除された日から満6か月により、訴訟時効期間は満了する。

第195条【訴訟時効の中断】次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、訴訟時効は中断し、中断又は関連手続が終結した時から訴訟時効期間は改めて計算する。

(一) 権利者が義務者に対して履行請求を提出したとき

(二) 義務者が義務履行に同意したとき

(三) 権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てたとき

(四) 訴訟提起又は仲裁申立てと同等の効力を有するその他の状況

※第196条【訴訟時効の不適用】次の各号に掲げる請求権には訴訟時効を適用しない。

(一) 侵害の停止、妨害の排除、危険の消除の請求

(二) 不動産物権及び登記した動産の物権者による財産返還請求

(三) 養親費、養育費又は扶養費の支払請求

(四) 法に基づき訴訟時効を適用しないその他の請求権

※第197条【訴訟時効規定の強行性】訴訟時効の期間、計算方法及び停止、中断事由は、法律が規定し、当事者による約定は無効である。

2 当事者の訴訟時効利益に対する事前放棄は無効である。

※第198条【仲裁時効】法律が仲裁時効について規定する場合、その規定による。法律が仲裁時効について規定していない場合、訴訟時効の規定を適用する。

※第199条【除斥期間】法律の規定又は当事者が合意した取消権、解除権等の権利の存続期間については、法律に別段の定めがある場合を除き、権利者が権利の発生を知り又は知り得べき日から起算し、訴訟時効の停止、中断及び延長の関係規定は適用しない。存続期間が満了したとき、取消権、解除権等の権利は消滅する。

1) 通則135条による2年間の一般訴訟時効期間につき、民法総則では3年間に延長した(188条)。社会生活において新たな状況が不断に現れ、取引の方式・種類ともに絶えず新しくなり、権利義務関係はより複雑化している現実の状況と司法実務に適応し、誠実信用社会の構築と、債権者の合法的権益の更なる保護に資すること等がその理由とされている²¹。

2) 訴訟時効不適用の場合を明確にして(196条)、訴訟時効の強行性を強調している(197条)。

3) 除斥期間及びその法的効果について特に規定を新設した(199条)。

第十章 期間の計算

第200条【期間計算の方法】民事法律にいう期間とは、西暦年、月、日、時間によって計算する。

第201条【年、月、日、時間による期間計算】年、月又は日により期間を計算する場合、開始の当日は不算入とし、翌日から計算を開始する。

2 時間により期間を計算する場合、法律の規定する、又は当事者の合意した時間から計算を開始する。

※第202条【年、月による期間計算の最後の日】年、月により期間を計算する場合、最終月の対応する日を期間の最後の1日とする。対応する日がない場合、月末の日を期間の最後の1日とする。

第203条【期間の最終日】期間の最終日が法定休日である場合、法定休日が終了した翌日を期間の最終日とする。

2 期間の最終日の終了時間は24時とする。業務時間がある場合は、業務活動の停止時間を終了時間とする。

²¹ 草案説明2三(五)・文献②687頁、文献③448～449頁参照。立法過程では、時効期間3年への延長は、実務の状況や諸外国の立法例を勘案してなお不十分とする意見や、近時、中国において民間、企業間の金銭貸借における債務逃れ事例が顕著なことへの対策の必要性等も問題提起されていた(2016年7月5日法制日報参照)。

※第204条【期間の計算根拠】期間の計算方法は本法の規定による。但し、法律に別段の定めがあるか、当事者が異なる合意をした場合を除く。

第十一章 附 則

第205条【期間計算の関連用語】民事法律においていわゆる以上、以下、以内、満期には、当該数を含む。未満、超過、以外には当該数を含まない。

第206条【本法の施行日】本法は、2017年10月1日から施行する。

民法通則と民法総則の適用関係について

1986年制定の民法通則は、中国の民事立法史の節目としての意義を有し、重要な役割を果たしてきた。これに対して民法総則では、通則の定める民事上の基本制度及び一般規則が基本的に採用されるとともに、補足整備され、新たな内容が加えられている。通則の定める契約、所有権及びその他財産権、民事責任等の具体的内容は民法典各編を編纂する際にさらに統一を図り、体系的な統合を図る必要がある。このため、民法総則が成立した後においても、通則は当面廃止されないが、他方で民法総則と通則の規定が一致しない場合には、新法優先原則に基づき民法総則の規定を適用することになる²²。

²² 草案説明2三(五)・文献②687～688頁参照。